

(特別管理) 産業廃棄物  
処分業許可申請の手引き

郡 山 市

令和2年 1月

## 目 次

I	許可申請書作成に当たっての留意事項	2
II	申請書の記載要領	5
III	添付書類について	10
IV	申請書類・添付書類一覧表	15
V	許可申請書及び添付書類等の様式	17

## I 許可申請書作成に当たっての留意事項

### 1 許可申請の種類と申請手数料

#### (1) 産業廃棄物処分業関係

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| ① 産業廃棄物処分業許可申請（新規）    | 100,000円 |
| ② 産業廃棄物処分業許可申請（更新）    | 94,000円  |
| ③ 産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請 | 92,000円  |

#### (2) 特別管理産業廃棄物処分業関係

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ① 特別管理産業廃棄物処分業許可申請（新規）    | 100,000円 |
| ② 特別管理産業廃棄物処分業許可申請（更新）    | 95,000円  |
| ③ 特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請 | 95,000円  |

※申請手数料は、申請書受理後、納入通知書をお渡しいたしますので、銀行の窓口で納付し、再度、3R推進課窓口で領収書を提示していただくことになります。

### 2 申請の際の留意事項

- (1) 許可申請書及び添付書類については、この手引きの様式をコピーするか又パソコン等で作成した上、記入してください。（この手引き及び様式は郡山市のホームページからダウンロードできます。）  
なお、添付書類の作成に当たっては、A4判の大きさにしてください。
- (2) 添付書類の作成上、所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げる等、様式を追加又は変更しても差し支えありません。
- (3) 申請書の綴り込みは、背表紙に申請者名を記載したA4判の二穴あきファイルを使用し、「IV 申請書類・添付書類一覧」に掲げている順番で綴じて、インデックスを付けてください。
- (4) 印鑑は実印を使用するものとし、記載事項を訂正した場合は、必ず訂正印を押印してください。（印鑑証明の添付は不要。）
- (5) 申請を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (6) 許可申請書は正副2部提出し、正本以外は複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (7) 許可申請に関しては、予約制になりますので、事前に電話にて予約してください。  
〔予約電話番号 024-924-3171（3R推進課 指導係）〕

### 3 更新許可申請について

更新許可申請を行う場合は、許可期限の2ヶ月前を目安として申請してください。

### 4 先行許可の取扱いについて

次の(1)かつ(2)の要件を満たす許可証（郡山市の許可に限らない。）の原本の提示及びその写しに奥書証明書を付したものを提出することにより、申請者（個人の場合）、法定代理人、法人役員、株主及び出資者、政令に規定する使用人の住民票、及び各々の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を省略することができます。

ただし、当該申請に係る従前の許可証は使用できません。

- (1) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業・処分業、又は、施設設置の許可(変更許可を含む)であって、当該許可の日から5年を経過しないもの。
- (2) (1)の許可証であって、「規則第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」の記載があるもの。

## 5 優良認定について

産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可有効期限を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的とした制度です。詳細や様式については、ウェブサイトをご覧ください。

優良認定(確認)を受けようとする場合は、更新許可申請の際に以下の書類を添付してください。

※優良認定とは、許可更新申請時に、更新の申請とあわせて申請を行い、優良基準に適合している旨の認定を受けるものです。

※優良確認とは、平成23年4月1日の時点で既に産業廃棄物処理業の許可を受けているものが、その許可の有効期間の満了日までの間に、申請を行い、優良基準に適合している旨の確認を受けるものです。許可の有効期間の満了日までの間であれば、任意の時点で行うことができます。ただし、平成23年4月1日以降に2度許可更新した事業者は、優良確認の対象外となります。

	提出書類	優良 認定	優良 確認
1	優良基準適合確認申請書	—	○
2	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	○	○
3	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書面 (次の①、②いずれか) ① 申請者自ら開設したホームページ上での情報をプリントアウト及びインターネットによる情報公開の更新履歴等確認書 ② 「産廃情報ネット」を利用している申請者については、「産廃情報ネット」上での情報を公表・更新している旨の証明書又は該当部分をプリントアウトしたもの	○	○
4	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 例：ISO14001、エコアクション21等の認証制度の認定書の写し	○	○
5	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 例：電子マニフェストシステム加入証の写し	○	○
6	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類	○	○
7	財政体質の健全性を証する書類	○	○
8	現に受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	—	○
9	直前3年事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	—	○

6 本手引書では、法令名称を以下のとおり略して使用しています。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 → 法
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 → 施行令
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 → 施行規則

## II 申請書類の記載要領

### 1 産業廃棄物処分業新規・更新許可申請書 【様式第八号（第十条の四関係）】

#### 【第1面】

(1) 申請年月日

申請書を審査後、受理された時点で記入してください。

(2) 申請者の住所及び氏名

① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称、代表者の職及び氏名を記入し、印鑑登録をしている代表者印を押印してください。

② 個人の場合は、住民票上の住所及び氏名を記入し、実印を押印してください。

(3) 許可に係る事業の範囲

① 処分の方法ごとに区分して、取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類を記入してください。

② 法や政令で規定する(特別管理)産業廃棄物の区分のうち、取り扱うものが限定される場合は、法令で規定する(特別管理)産業廃棄物の種類の次に括弧書きでその限定するものを記入してください。

例：ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。)及び陶磁器くず  
汚泥(有機汚泥に限る。)  
動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)

③ 取り扱う産業廃棄物の種類に下表左欄のものが含まれる場合は、括弧下記で自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記入してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチック類</li> <li>・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>・ がれき類</li> </ul>	石綿含有産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚泥</li> <li>・ 廃酸</li> <li>・ 廃アルカリ</li> <li>・ 廃プラスチック類</li> <li>・ 金属くず</li> <li>・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> </ul>	水銀使用製品産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃え殻</li> <li>・ 汚泥</li> <li>・ 廃酸</li> <li>・ 廃アルカリ</li> <li>・ 鉱さい</li> <li>・ ばいじん</li> </ul>	水銀含有ばいじん等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチック類</li> <li>・ 金属くず</li> <li>・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> </ul>	自動車等破砕物

- ④ 更新許可申請の場合は、既存許可の事業範囲と同じ内容を記入してください。
- ⑤ 事業範囲を変更して更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合等）は、更新許可申請とは別に事業範囲の変更許可が必要となります。
- ⑥ 一部の事業範囲を廃止して更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を減らす場合等）は、更新許可申請と併せて産業廃棄物処理業廃止届出書（事業の一部廃止）を提出してください。

**(4) 事務所及び事業所の所在地**

- ① 事務所は、廃棄物に関する業務を行うすべての事務所を記入し、本支店の別、事務所名称、所在地を記入してください。
- ② 事業場は、すべての中間処理施設及び最終処分場の所在地と名称を記入してください。

**(5) 事業の用に供するすべての施設**

施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合のみ）を記入してください。

**(6) 保管の有無**

- ① 市内に所在する全ての保管施設の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることのできる高さを記入してください。
- ② 保管を行わない場合は、「保管は行わない」と記入してください。

**(7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要**

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要を記入してください。記入しきれない場合は「様式第5号」のとおりと記入してください。

【第2面】

(8) 既に産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を有しているもの及び申請中のものについて、他の都道府県又は政令市分も含めはその許可番号（申請中の場合は、申請年月日）等を記入欄に記入してください。

(9) 申請者

① 申請者が個人である場合には、氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記入してください。

② 申請者が法人である場合には、名称及び登記事項証明書の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記入してください。

(10) 法定代理人

法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。

(11) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員

申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）の氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記入してください。

【第3面】

(12) 発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合）

① 発行株式の総数及び出資の額を記入してください。

② 該当する者の氏名（法人にあつては名称）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額及びその割合、役職・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。

(13) 令第6条の10に規定する使用人 ※（申請者が法人である場合）

当該使用人がある場合、その者の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。

※ 本店又は支店（使用人以外の者にあつては、主たる事業所又は従たる事務所）の代表者又は継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者



## 2 産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書 【様式第十号（第十条の九関係）】

(1) 「申請年月日」「申請者の住所及び氏名」

新規・更新許可申請書と同様に記入してください。

(2) 許可の年月日及び許可番号

変更しようとする現有許可の年月日と許可番号を記入してください。

(3) 収集運搬業・処分業の区分

( ) 内に処分業の具体的な内容を記入してください。

(4) 許可に係る事業の範囲

① 変更後の事業の範囲（廃棄物の種類追加の場合には、追加する廃棄物を含む）を記入してください。

② 記入の方法は、1 (3)と同様に記入してください。

(5) 変更の内容

変更事項（事業の区分の変更、取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類の変更等）を記入し、変更に係る取り扱う産業廃棄物の種類を1 (3) ②及び③の例に従い記入してください。

例： 取り扱う産業廃棄物の種類の変更

① 燃え殻 ② 廃油 ③ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物、自動車等破砕物を除く。）の追加。

(6) 変更の理由

変更することになる具体的な理由を記入してください。

(7) 変更に係る事業の用に供する施設等

① 事業範囲の変更に伴い事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力等に変更が生じる場合は、変更に係る事業の用に供する施設について1 (5)及び(6)と同様に記入してください。

② 変更がない場合にはその旨を記入してください。

(8) 変更に係る事業の用に供する施設等の処理方式、構造及び設備の概要を記入してください。

(9) 第2面及び第3面は、1と同様に記入してください。

### 3 特別管理産業廃棄物処分業新規・更新許可申請書【様式第十四号（第十条の十六関係）】

(1) 「申請年月日」「申請者の住所及び氏名」「事業の範囲」「事務所及び事業場の所在地」「事業の用に供するすべての施設の種類の等」「保管の有無」「事業の用に供する施設の処理方式等」は、1 (1)、(2)、(3)④から⑥、(4)から(7)と同様に記入してください。

(2) 許可に係る事業の範囲

① 処分の方法ごとに区分して、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記入してください。

② 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類は、法や政令で規定される特別管理産業廃棄物の種類のほか、当該特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類について記入してください。

例：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度2.0以下のもの又は鉛及びその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

(3) 第2面及び第3面は、1と同様に記入してください。

### 4 特別管理産業廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書【様式第十六号（第十条の二十二関係）】

(1) 「申請年月日」「申請者の住所及び氏名」「許可の年月日及び許可番号」「収集運搬業・処分業の区分」「変更の内容」「変更理由」「変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力」「変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要」については、2 (1)から(3)及び(5)から(8)と同様に記入してください。

(2) 許可に係る事業の範囲

① 変更後に取り扱う特別管理産業廃棄物及び変更後に施設に係る事業の範囲を記入してください。

例：取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更

セレン又はその化合物を含む汚泥、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含む廃油の追加。

② 特別管理産業廃棄物の種類の記入方法は、3 (2)②と同様に記入してください。

(3) 第2面及び第3面は、1と同様に記入してください。

### Ⅲ 添付書類について

#### 1 事業計画の概要を記載した書類〔様式第一号の1及び2〕

##### － 1 事業の全体計画〔様式第一号の1〕

(1) 本申請に係る廃棄物の種類、処分の方法、処理残さの処分方法等の事業の概要について記入してください。事業範囲の変更許可申請の場合は、変更後のすべての廃棄物についての事業計画とし、変更部分を明確に記入してください。

(2) 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、処分量、処分方法、性状及び予定している排出事業者の名称等について記入してください。

##### － 2 処分業務の具体的な計画〔様式第一号の2〕

(1) 処分業務の具体的な計画としてどの種類の業種の排出事業者（中間処理業者）から、どのような廃棄物を処分するか処分の行程を廃棄物ごとに記入してください。

(2) 処分業務の具体的な内容については、営業時間、休業日等について記入し、従業員数については、当該処分業に係る従業員のみを役職又は職名ごとに記入してください。

#### 2 (特別管理) 産業廃棄物発生工程表

(1) 排出事業者の事業内容及び製造工程図から廃棄物の発生状況を明記し、原材料名も明記してください。

(2) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（シュレッダーダスト又は液状のものに限る）、鉱さい、ばいじん及び施行令第2条13号に掲げる産業廃棄物を取り扱う場合は、当該産業廃棄物の試験分析結果を添付してください。

ただし、製造工程表等により、明らかに産業廃棄物の性状及び有害物質の混入等が認められないと判断できるものにあつては、添付を要しません。

#### 3 搬入先の許可取得状況〔様式第二号〕

(1) 搬入予定の（特別管理）産業廃棄物処分業者等の許可取得状況を記入し、その許可証の写しを添付してください。

#### 4 (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可取得状況〔様式第三号〕

(1) 既に都道府県及び政令市等で取得している産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可の状況について記入してください。

(2) 当該許可申請の事業計画に関連する許可証の写しを添付してください。

(3) 更新又は事業範囲の変更の場合は、申請に係る直近の本市の許可証の写しを添付してください。

#### 5 事業の用に供する施設の写真〔様式第四号〕

(1) 施設の全体写真及び施設の状況が判断できる写真を添付してください。

(2) 保管施設等附属施設についても同様に添付してください。

## 6 事業の用に供する施設〔様式第五号関係〕

- (1) 処理施設の処分方法、能力及び残さの処分方法、公害防止対策等について記入してください。最終処分場については、埋立面積及び容量等について記入してください。（中間処理施設または最終処分場が複数ある場合は、別葉としてそれぞれ作成してください。）

【中間処理施設：様式第五号の一の1，2，3】

【最終処分場：様式第五号の二の1，2，3】

- (2) すべての廃棄物保管施設について、廃棄物名、面積、容量等を記入してください。

【中間処理施設：様式第五号の一の4】

- (3) 処理後の残さの保管施設についても、保管施設と同様に記入してください。

【中間処理施設：様式第五号の一の5】

## 7 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類〔様式第六号〕

- (1) 処分後の産業廃棄物の種類により別葉としてください。
- (2) 発生量は月単位として記入してください。
- (3) 処理方法として、自己処理、委託処理等処分の方法別に記入してください。

## 8 施設に係る書類

下記の書類を添付してください。

- (1) 事業場全体の配置図及び処理施設全体の配置図
- (2) 処理施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図
- (3) 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、配置図及び構造図
- (4) 保管施設の面積及び容量計算書
- (5) 保管施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (6) 最終処分場の場合、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (7) 事業の用に供する施設の産業廃棄物処理施設設置許可証(その後に変更許可を受けている場合はその変更許可証の写し及び施設の構造に係る軽微変更等届出をしている場合はその写しを含む。)又は指定処理施設設置計画届出の受理書の写し(その後に変更届出をしている場合はその受理書の写しを含む。)

## 9 事業の用に供する土地の所有権（使用権原）を有することを証する書類

- (1) 土地の登記事項証明書は申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- (2) 使用する土地の権利を有しない場合は、使用する権原を証する書類（土地の使用承諾書又は賃貸借契約書等（写））を添付してください。

## 10 事務所及び施設周辺の見取り図

- (1) 1/50,000 又は 1/25,000 程度の地形図等に、朱書きで各々の位置を明示してください。
- (2) 周辺建物の状況が分かる住宅地図等に、朱書きで各々の位置を明示してください。

## 11 申請者に関する書類

### －1 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- (1) 申請者が法人である場合には、添付してください。

- (2) 登記事項証明書については申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- (3) 定款及び登記事項証明書には、産業廃棄物の取扱いを業とする記載のあるものを添付してください。

－ 2 役員の住民票の写し（外国人にあつては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- (1) 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有する者と認められる者を含む。）のものを添付してください。
- (2) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであり、住民票の写しにおいては本籍地が記載されたものを添付してください。

－ 3 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し（外国人にあつては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

- (1) 該当する者が個人である場合には、その者の本籍が記載された住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を添付してください。
- (2) 該当する者が法人である場合には、その法人の登記事項証明書を添付してください。
- (3) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであり、住民票の写しにおいては本籍地が記載されたものを添付してください。

－ 4 施行令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し（外国人にあつては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- (1) 施行令第6条の10に規定する使用人がある場合には、添付してください。
- (2) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであり、住民票の写しにおいては本籍地が記載されたものを添付してください。

－ 5 申請者の住民票の写し（外国人にあつては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- (1) 申請者が個人である場合には、添付してください。
- (2) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであり、住民票の写しにおいては本籍地が記載されたものを添付してください。

－ 6 法定代理人の住民票の写し（外国人にあつては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- (1) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合には、添付してください。
- (2) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであり、住民票の写しにおいては本籍地が記載されたものを添付してください。

## 1.2 誓約書〔様式第七号〕

- (1) 年月日は申請時に記入してください。
- (2) 申請者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を記入し、実印を押印してください。

## 1.3 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

### － 1 業務経歴書〔様式第八号又は第九号〕

- (1) 申請者が個人の場合は、様式第八号に、法人の場合は第九号に記入し、添付してください。
- (2) 申請者の経歴、各都道府県等における許可取得の経歴並びに他の都道府県等を含めた行政処分及び賞罰の経歴を年月順に記入してください。（賞罰がない場合は「賞罰無し」と記入してください。）

### － 2 公益財団法人日本廃棄物処理振興センターで実施する（特別管理）産業廃棄物の処分に関する講習会の修了証の写し

- (1) 原則として、新規許可申請においては新規講習会修了証、更新許可申請にあっては更新講習会修了証（新規講習会修了証でも可）を添付することとし、産業廃棄物処分業においては産業廃棄物処分課程修了証、特別管理産業廃棄物処分業においては、特別管理産業廃棄物処分課程修了証を添付してください。
- (2) 新規許可申請であっても、他都道府県等において既に許可を取得している場合は、更新講習会修了証でも代用できます。
- (3) 産業廃棄物処分業にあっては、特別管理産業廃棄物処分課程の講習会修了証でも代用できます。
- (4) 次に掲げる講習会修了者の修了証の写しを添付してください。
  - ① 申請者が法人である場合には、その代表者若しくは役員又は業務を行おうとする区域に存する事業場等の代表者（施行令第6条の10に規定する使用人）。
  - ② 申請者が個人である場合には、本人又は業を行おうとする区域に存する事業場等の代表者（施行令第6条の10に規定する使用人）。
- (5) 修了証は、修了の日から新規許可講習は5年以内、更新許可講習は2年以内のものを添付してください。

### － 3 産業廃棄物処理施設技術管理者の経歴書等

- (1) 法第21条に規定する技術管理者がいる場合は、様式第八号を添付してください。
- (2) 技術管理者の資格を証する書類を添付してください。

例：技術士証明書、卒業証明書、履修科目証明書、実務従事証明書  
一般財団法人日本環境衛生センターの講習の修了証 等

## 1.4 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類〔様式第十号〕

- (1) 事業の開始に要する資金の総額の欄については、この業を開始するにあたり必要な資金の総額を記載し、調達方法の欄にその資金の調達方法を記入してください。
- (2) 新たな資金の必要がない場合は、その他の欄にその理由を記入してください。

## 1.5 経理的基礎に関する書類

### － 1 資産に関する調書〔様式第十一号〕

- (1) 申請者が個人の場合には、記入し添付してください。

- (2) 自己の所有する資産について、資産・負債別に種別ごとに記入してください。

## ー 2 過去3年間の決算報告書

- (1) 申請者が法人の場合には、添付してください。
- (2) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が記載されたものを添付してください。

※過去の経営状態が悪い場合は、その理由と今後の経営計画を示したもの、中小企業診断士による診断書又はそれに類する書面を添付してください。

## ー 3 納税証明書（その1・納税額証明書用と明記されているもの）

- (1) 申請者が法人の場合は、申請日以前3ヶ月以内に発行された、過去3年間の法人税の納税証明書（国税で税務署が発行するもの）を添付してください。
- (2) 申請者が個人の場合は、申請日以前3ヶ月以内に発行された、過去3年間の所得税の納税証明書（国税で税務署が発行するもの）を添付してください。

## 1.6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理方法を記載した書類〔様式第十二号〕

管理責任者による管理票の管理方法、管理票交付者への写しの送付方法、中間処分業者にあつては、他処分業者への管理票の送付方法、保存方法等について記入してください。

## 1.7 添付書類の省略に関する書類〔様式第十三号〕

許可申請を行う際、添付書類を省略する場合は、省略した書類の種類とその省略の理由について記入してください。

## 1.8 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合は除く。）の性状分析を行う能力を説明した書類

- (1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の性状を分析することができる設備の概要が記載された書類を添付してください。
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の性状分析を行う者が、その分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類を添付してください。

#### IV 申請書類・添付書類一覧表

	書類の名称等	様式	確認	備考
申請書	許可申請書	様式第八号	<input type="checkbox"/>	第1面～第3面
	変更許可申請書	様式第十号	<input type="checkbox"/>	第1面～第3面
	(特管)許可申請書	様式第十四号	<input type="checkbox"/>	第1面～第3面
	(特管)変更許可申請書	様式第十六号	<input type="checkbox"/>	第1面～第3面
1	事業計画の概要を記載した書類		/	
	-1 事業の全体計画等	様式第一号の1	<input type="checkbox"/>	
	-2 処分業務の具体的な計画	様式第一号の2	<input type="checkbox"/>	
2	産業廃棄物発生工程表	—	<input type="checkbox"/>	
	産業廃棄物分析試験結果の写し	—	<input type="checkbox"/>	
3	搬入先の許可取得状況	様式第二号	<input type="checkbox"/>	※中間処理施設
	搬入先の許可証の写し	—	<input type="checkbox"/>	
4	(特別管理)産業廃棄物処理業の許可取得状況	様式第三号	<input type="checkbox"/>	
	事業計画に関連する許可証の写し	—	<input type="checkbox"/>	
5	事業の用に供する施設の写真	様式第四号	<input type="checkbox"/>	
6	事業の用に供する施設		/	
	処理方式、構造及び設備の概要	様式第五号の一の1	<input type="checkbox"/>	※中間処理施設
		様式第五号の二の1		※最終処分場
	公害防止対策等	様式第五号の一の2	<input type="checkbox"/>	※中間処理施設
		様式第五号の二の2		※最終処分場
	焼却施設の処理方法等	様式第五号の一の3	<input type="checkbox"/>	※焼却施設
	最終処分場の所在地等の一覧	様式第五号の二の3	<input type="checkbox"/>	※最終処分場
	処理方式、構造及び設備の概要【保管施設】【処理前】	様式第五号の一の4	<input type="checkbox"/>	※中間処理施設
処理方式、構造及び設備の概要【保管施設】【処理後】	様式第五号の一の5	<input type="checkbox"/>		
7	処分後の産業廃棄物の処理方法	様式第六号	<input type="checkbox"/>	※中間処理施設
8	施設に関する書類	—	<input type="checkbox"/>	
	事業場全体の配置図及び処理施設全体の配置図	—	<input type="checkbox"/>	
	処理施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図	—	<input type="checkbox"/>	
	処理施設の平面図、立面図、断面図、配置図及び構造図	—	<input type="checkbox"/>	
	保管施設の面積及び容量計算書	—	<input type="checkbox"/>	
	保管施設の平面図、立面図、断面図及び構造図	—	<input type="checkbox"/>	
	周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	—	<input type="checkbox"/>	※最終処分場
	産業廃棄物処理施設設置許可証又は指定処理設置計画届出の受理書の写し	—	<input type="checkbox"/>	



9	事業の用に供する土地の所有権を有することを証する書類		/	
	土地の登記事項証明書	—	<input type="checkbox"/>	
	土地、施設の賃貸借契約書等の写し	—	<input type="checkbox"/>	使用権原を有しない場合
10	事務所及び施設周辺の見取り図	—	<input type="checkbox"/>	
11	【申請者が法人の場合】		/	
	-1 定款又は寄付行為及び登記事項証明書	—	<input type="checkbox"/>	
	-2 役員の住民票の写し及び登記事項証明書	—	<input type="checkbox"/>	
	-3 株主及び出資者の住民票の写し及び登記事項証明書	—	<input type="checkbox"/>	
	-4 施行令に規定する使用人の住民票の写し及び登記事項証明書	—	<input type="checkbox"/>	該当者がある場合
	【申請者が個人の場合】		/	
	-5 申請者の住民票の写し及び登記事項証明書	—	<input type="checkbox"/>	
	-6 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書	—	<input type="checkbox"/>	申請者が未成年の場合
12	誓約書	様式第七号	<input type="checkbox"/>	
13	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類		/	
	-1 業務経歴書	様式第八号 様式第九号	<input type="checkbox"/>	個人 法人
	-2 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会の修了証の写し	—	<input type="checkbox"/>	
	-3 産業廃棄物処理施設技術管理者の業務経歴書等	—	<input type="checkbox"/>	政令第7条の処理施設を設置している場合のみ
14	事業開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類	様式第十号	<input type="checkbox"/>	
15	経理的基礎に関する書類		/	
	-1 過去3年間の決算報告書	—	<input type="checkbox"/>	法人
	-2 資産に関する調書	様式第十一号	<input type="checkbox"/>	個人
	-3 納税証明書の写し	—	<input type="checkbox"/>	
16	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理方法を記載した書類	様式第十二号	<input type="checkbox"/>	
17	添付書類の省略に関する書類	様式第十三号	<input type="checkbox"/>	
18	特別管理産業廃棄物の性状分析を行う能力を説明した書類		/	
	-1 性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	—	<input type="checkbox"/>	
	-2 性状分析を行う者が、分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	—	<input type="checkbox"/>	

## V 許可申請書及び添付書類等の様式

産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者  
〒  
住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管をする産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

## (第2面)

既に処理業の許可 (他の都道府県のも のを含む。)を有して いる場合はその許可 番号(申請中の場合 には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

郡山市長

申請者

〒

住所

氏名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物収集運搬業  
産業廃棄物処分業 の事業範囲  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、  
の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	処分業( )
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄



### 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

郡山市長

申請者

〒

住所

氏名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 <span style="float: right;">電話番号</span>
	事業場 <span style="float: right;">電話番号</span>
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管をする特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

既に処理業の許可 (他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	本籍 住所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額		
(ふりがな) 氏名又は名称			割 合	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

**特別管理産業廃棄物処理業の  
事業範囲変更許可申請書**

年 月 日

郡山市長

申請者  
〒  
住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)  
電話番号

特別管理産業廃棄物収集運搬業  
の  
特別管理産業廃棄物処分業  
の  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、  
事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	処分業( )
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第一号の1

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性 状	予定排出事業場の 名 称 及 び 所 在 地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類ごとに記載すること。

様式第一号の2

3. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記以外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人



様式第二号

搬入先の許可取得状況

搬入予定 廃棄物の種類				
産業廃棄物 処理業者の 名称・所在地				
産業廃棄物 処理施設の 所在地				
許可を受けた 都道府県 政令市名				
許可番号				
許可年月日				
許可期限				
事業の区分				
取り扱う産業廃棄 物の種類				
許可条件				
処理方法				

備考:搬入先の許可証の写しを添付すること。

様式第三号

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可取得状況

都道府県 政令市名	許可番号	許可の 年月日	許可の期限	許可の区分	産業廃棄物の種類	備考

備考:事業計画に関連する都道府県又は政令市の許可証の写しを添付すること。  
更新又は変更の場合は、本市の許可証の写しを添付すること。  
他都道府県等へ申請中の場合は、申請内容を記載すること。

様式第四号

事業の用に供する施設の写真

施設の種類		取り扱う 産業廃棄物 の種類	

様式第五号の一の1

事業の用に供する施設(処理方式、構造及び設備の概要〔中間処理施設〕)

処 理 施 設 の 種 類	
施設の設置許可番号及び許可年月日(指定処理施設においては、受理書交付年月日)	許可番号          号 (    年 月 日 許可) (〇〇郡廃第△△△△号    (    年 月 日 交付))
施 設 の 設 置 年 月 日	
中間処理する産業廃棄物の種類	
処 理 施 設 の 設 置 場 所	
処 理 能 力	/日 (          /時間)
操 業 予 定 時 間	時間/日 (    時～    時)
受け入れる産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要	
受け入れる産業廃棄物の計量を行う設備の概要	
処 理 後 の 残 さ の 性 状	
処理後の残さの処分方法及び処分先	
技 術 管 理 者 職 氏 名	

公害防止対策等(中間処理施設)

水 質 関 係	処 理 前 の 水 質	
	処 理 後 の 水 質	
	水 量	
	排 水 処 理 方 法	
	放 流 先 の 概 要	
大 気 関 係	処 理 後 の 排 ガ ス の 質	
	排 ガ ス 量	
	排 ガ ス の 処 理 方 法	
騒 音 関 係	発 生 源 の 騒 音 レ ベ ル	
	敷 地 境 界 の 騒 音 レ ベ ル	
	騒 音 防 止 措 置	
振 動 関 係	発 生 源 の 振 動 レ ベ ル	
	敷 地 境 界 の 振 動 レ ベ ル	
	振 動 防 止 措 置	

様式第五号の一の2

悪臭防止措置	
粉じん防止措置	
飛散防止措置	
流出防止措置	
地下浸透防止措置	
火災防止措置	
腐食防止措置	
処理施設への地表水の流入防止措置	
囲いの状況	
中間処理施設であることの表示方法	

(焼却施設の場合に記入)

燃 焼 室 へ の 廃 棄 物 供 給 方 法	
燃 焼 室 設 備 の 概 要	
主要な燃焼室出口の燃焼ガス温度並びにその測定・記録方法	
助 燃 装 置 の 概 要	
燃 焼 室 へ の 供 給 空 気 量 調 節 設 備 の 概 要	
排 ガ ス 処 理 設 備 の 概 要	
集じん器に流入する燃焼ガスの冷却方法	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度及び測定・記録方法	
排ガス中のCO濃度の測定・記録装置	
ばいじん及び焼却灰それぞれの排出・貯留設備の概要	

事業の用に供する施設(処理方式、構造及び設備の概要〔保管施設〕)

処理前の廃棄物の保管施設						
保管施設の所在地						
土地の概要	字名	地番	面積(m <sup>2</sup> )	地目	土地所有者の氏名及び住所	使用権
保管する産業廃棄物の種類						
保管能力	保管面積(m <sup>2</sup> )					
	保管容量(m <sup>3</sup> )					
	保管高さ(m)					
	保管上限(t)					
飛散防止措置						
流出防止措置						
地下浸透防止措置						
悪臭発散防止措置						
害虫発生防止措置						
火災防止措置						
囲いの状況						
備考						



事業の用に供する施設(処理方式、構造及び設備の概要〔保管施設〕)

処理後の廃棄物の保管施設						
保管施設の所在地						
土地の概要	字名	地番	面積(m <sup>2</sup> )	地目	土地所有者の氏名及び住所	使用権
保管する産業廃棄物の種類						
保管能力	保管面積 ( m <sup>2</sup> )					
	保管容量 ( m <sup>3</sup> )					
	保管高さ ( m )					
	保管上限 ( t )					
飛散防止措置						
流出防止措置						
地下浸透防止措置						
悪臭発散防止措置						
害虫発生防止措置						
火災防止措置						
囲いの状況						
備考						

様式第五号の二の1

事業の用に供する施設(処理方式、構造及び設備の概要〔最終処分場〕)

処 理 施 設 の 種 類	安 定 型          管 理 型          遮 断 型		
施 設 の 設 置 許 可	許可番号                      号 (      年   月   日 許可)		
最終処分する産業廃棄物の種類			
処 理 能 力	最終処分場の面積		<b>m<sup>2</sup></b>
	埋立処分の用に供される場所の面積		<b>m<sup>2</sup></b>
	埋立容量	廃棄物量	<b>m<sup>3</sup></b>
		覆土量	<b>m<sup>3</sup></b>
合 計		<b>m<sup>3</sup></b>	
土 地 の 借 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
埋 立 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
残 存 容 量	<b>m<sup>3</sup></b> (平成 年 月現在)		
操 業 予 定 時 間	時間/日 (      時~      時)		
1 日 の 搬 入 予 定 量	<b>m<sup>3</sup></b> /日 (搬入車両      台/日)		
埋 立 方 法			
覆 土 材 確 保 の 状 況	(確保量)		
	(確保方法)		
	(保管場所)		
技 術 管 理 者 職 氏 名			

公害防止対策等(最終処分場)

水 質 関 係	処 理 前 の 水 質	
	処 理 後 の 水 質	
	水 量	
	排 水 処 理 方 法	
	放 流 先 の 概 要	
騒 音 関 係	発 生 源 の 騒 音 レ ベ ル	
	敷 地 境 界 の 騒 音 レ ベ ル	
	騒 音 防 止 措 置	
振 動 関 係	発 生 源 の 振 動 レ ベ ル	
	敷 地 境 界 の 振 動 レ ベ ル	
	振 動 防 止 措 置	
悪 臭 防 止 措 置		
粉 じ ん 防 止 措 置		
飛 散 防 止 措 置		
流 出 防 止 措 置		

様式第五号の二の2

<p>公共用水域の汚染防止措置</p>	
<p>地下水の汚染防止措置</p>	
<p>(安定型埋立地の場合で)公共水域及び地下水の汚染防止措置がない場合、埋立地に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入することを防止するための措置</p>	
<p>火 災 防 止 措 置</p>	
<p>困 っ た 状 況</p>	
<p>最終処分場であることの表示方法</p>	

最終処分場の所在地等の一覧

所 在 地	所 有 者	地 目

様式第六号

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	
発生量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名)
	(所在地)
	<p>埋立処分    海洋投入処分    中間処理    売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

郡山市長

申請者、申請者の役員、政令で定める使用人(注1)、法定代理人、相談役又は顧問及び株主(出資者)が下記の欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名(法人にあつては名称及び代表者名)

印

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第10項第2号に規定する欠格要件**

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

業 務 経 歴 書 (個人用)

			年 月 日現在	
ふりがな 氏 名	印	男 ・ 女	生年月日  年 月 日生	
ふりがな 住 所 〒		電 話	本籍(都道府県名)	

	年号	年	月	事 項
経 歴				
行 政 処 分 歴 ・ 刑 罰 歴				



業 務 経 歴 書 (法人用)

		年 月 日現在	
ふりがな 名 称	代 表 者 の 氏 名		印
ふりがな 住 所 〒		電 話	

	年 号	年	月	事 項
業 務 経 歴				
行 政 処 分 歴 ・ 刑 罰 歴				

様式第十号

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 ( 千 円 )	
事業の開始に要する資金の総額		
土地		
事務所		
処理施設		
保管場所		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

様式第十一号

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千 円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千 円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

様式第十二号

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理方法

管理票の管理責任者	職名		氏名	
産業廃棄物管理票 の管理方法				
管理票交付者への 写しの送付方法				
処分業者への 管理票の回付方法				
管理票の保存方法				
備 考				

省略添付書類一覧表

省略した添付書類の種類	省略の理由